

学童保育所運営業務の委託について

1 学童保育所の目的と当市の役割

(1) 学童保育所の目的

- ①学童保育所は、保護者が就労等により屋間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを目的としている。
- ②事業の実施については、条例等に基づき、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図っている。

(2) 当市の役割

- ①今後も、入所における審査及び承認、子どもたちの安心安全な放課後の居場所づくりに関する量や質の確保、施設整備等については、引き続き、行政が担うべき役割として適切に担っていく。

2 現状と課題等

(1) 現状と課題

- ①当市では、次世代を担う子どもたちが主体的に育つことができるよう、安全安心な放課後の居場所として、対象児童の拡大や延長保育の導入、学童保育所指導員としての嘱託員及び臨時職員の増員、保護者ニーズへの対応等を推進している。
- ②待機児童数は、平成29年度まで毎年増加で推移してきた。民間学童保育所の開所、施設改修、ランセル来館事業の見直し等により、平成30・31年度は減少傾向である。
- ③核家族化や地域のつながりの希薄化、就労環境の変化、女性の就業率の上昇等により引き続き高い保育需要が見込まれている。
- ④嘱託員の採用試験への応募が少なく、必要な人数の確保が困難な状況。
- ⑤臨時職員についても若い世代の新規採用がほとんどない状況。年齢構成は50~70代を中心。
- ⑥支援をする児童への対応や複雑な家庭環境等を踏まえた保護者への対応、関係機関との調整等、保育の質のさらなる向上が求められている。
- ⑦保護者からは、新たなサービスの導入の要望が多い。

(2) 他市状況等

- ①平成30年度 全国の設置及び運営主体別実施状況
公設公営 34.5% (8,740か所) 5年前と比べて 4.9%減
公設民営 45.4% (11,486か所) 5年前と比べて 1.6%増
民設民営 20.1% (5,102か所) 5年前と比べて 3.2%増

②東京都26市の公設学童保育所の運営実施状況

- すべて公設公営 9市(府中市、日野市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、あきる野市、羽村市)
公設公営または公設民営 11市(立川市、調布市、町田市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、狛江市、多摩市、稻城市、西東京市)
すべて公設民営 6市(八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、福生市)

3 委託する業務内容と効果等

課	委託する業務内容	費用比較(1年当たり)	効果等
青少年課	(1) 児童の健全な保育に関する業務 ・児童の健康管理、安全確保、入所児童の生活指導、遊び等の指導、情緒の安定を図る指導 (2) 事業の運営及び環境整備等に関する業務	(保護者からのニーズが高い新たなサービスを含めて委託した場合の費用) A事業者 197,370,000円 B事業者 184,118,000円 C事業者 274,267,301円	(市民サービスの向上) ①民間事業者の経験及び創意工夫により、保護者からのニーズが高い新たなサービス(学習支援、長期休業中の仕出し弁当の手配、多様な体験活動等)を導入することができる。

左図からのつづき

課	委託する業務内容	費用比較(1年当たり)	効果等
	・利用申請等の受付 ・出席簿、指導日誌、指導計画、勤務表等の作成 ・おやつの購入及び準備 ・施設、設備、備品の点検管理と環境整備 (3) 利用者対応に関する業務 ・利用者説明会及び面接の実施 ・関係機関等との連携など	(現行のサービスのまま委託した場合の費用) A事業者 193,200,000円 B事業者 169,818,000円 C事業者 262,277,301円 (会計年度任用職員制度施行後に直営で実施した場合の人件費及び事務コスト等) 226,625,176円 (差額) ※は現行のサービスのまま委託した場合の差額。 A事業者 ▲29,255,176円 ※▲33,425,176円 B事業者 ▲42,507,176円 ※▲56,807,176円 C事業者 47,642,125円 ※35,652,125円 その他(歳入増の見込み額) 公設民営となることで、都補助の対象事業となる。 20,000,000円 ～23,000,000円	②突発的な欠員が生じた場合であっても代理の従事者が配置され、市民サービスが維持できる。 ③事業者のスケールメリットによる、社内外の多様な研修、教育の充実により、保育の質を更に向上させ、サービスに反映することができる。 (業務改善) ①人材確保における事務の軽減。 ②会計年度任用職員の労務管理が軽減される。 ③待機児童対策、放課後子ども総合プラン等、行政が優先して取り組むべき業務に注力できる。

※現行の嘱託員及び臨時職員が希望した場合、民間事業者による採用手続を経たうえで、引き続き雇用が可能となる。

※学童保育所を利用する児童への影響が最小限となるよう、保護者や学童保育所職員に対し、丁寧に説明を行っていく。

4 今後の主な予定

- 令和元年 6月 第2回市議会定例会 全員協議会にて説明
7月 保護者説明会・学童保育所職員向け説明会
9月 第3回市議会定例会 補正予算案上程
10月 プロポーザル方式による事業者募集開始
11月 委託事業者選定
12月 保護者説明会・学童保育所職員向け説明会
令和2年 1月 委託契約締結
4月 運営業務委託開始